

令和元年10月1日から

3歳児クラスから5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの施設利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの施設利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。認定こども園等の1号認定を受けた方は、認定を受けた月から無償化の対象となります。
 - 延長保育料や教材費、行事費、主食費(ごはん代)などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 副食費(おかず・おやつ代等)については、1号認定の方はこれまでどおり保護者負担となります。2号認定の方は、これまで保育料の中に含めて負担いただいていたが、令和元年10月以降は、副食費としてお支払いいただくこととなります。
※ただし、次の子どもは副食費が免除されます。
 - ①年収360万円未満相当世帯の子どもたち
 - ②1号認定子どものうち、小学校3年生までの範囲に子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子どもたち
 - ③2号認定子どものうち、子どもが3人以上保育園・こども園等を同時に利用する場合の第3子以降の子どもたち

		現在	令和元年10月～
1号認定の方	副食費 (おかず・おやつ代等)	副食費として 保護者が負担	副食費として 保護者負担
	副食費 (おかず・おやつ代等)	保育料として 保護者が負担	副食費として 保護者負担

- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として施設利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象です。**
無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を**対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

問合せ先:人吉市健康福祉部福祉課児童福祉係(西間別館)

TEL:0966-22-2111(内線:1145・1146)